

議 第 7 号

被災者生活再建支援法に基づく支援制度の  
拡充を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣  
財 務 大 臣  
内閣府特命担当大臣（防災）  
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

国は、被災者の生活の再建を通じた被災地の復興を目的に被災者生活再建支援法に基づく支援制度を設けており、地震等の自然災害で住宅の被害認定が全壊や大規模半壊、中規模半壊となった被災世帯等に対して被災者生活再建支援金を最大で300万円支給し、住宅の建設・購入や補修等を支援している。

現在の制度では、住宅の建設等に対して十分な支給額ではないことや半壊や準半壊、一部損壊の被災世帯は支給対象外であることが課題とされており、被災した住民の住宅の建替え・補修費用を補助するなど、独自の支援を行う自治体もあるが、今回の令和6年能登半島地震の対応として、政府も住宅の再建のための新たな措置を設けることで、早期復旧を目指している。

自治体独自の支援や国の新たな措置については、被災者の生活の再建をより一層促進するものであり、全国各地で発生する地震等に伴う住宅の被害に対しても、住宅の再建を願う被災者の声を踏まえた支援制度の充実が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、被災者の生活の安定と被災地の速やかな復旧・復興のため、被災者生活再建支援金の支給額を引き上げるとともに、支援金の支給対象となる被災世帯の範囲を拡大するなど、被災者生活再建支援法に基づく支援制度を拡充するよう強く要請する。